

令和 4 年 2 月 16 日提出

市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 84 号	打越町 第 18 号線	打越町 393 番 1	地先	
		打越町 478 番	地先	
議第 85 号	楡木 第 60 号線	楡木 1 丁目 1247 番 3	地先	
		楡木 1 丁目 1235 番 1	地先	
議第 86 号	大窪 第 20 号線	清水町大窪 846 番 2	地先	
		清水町大窪 851 番 1	地先	
議第 87 号	良町 4 丁目 第 24 号線	南区良町 4 丁目 273 番 5	地先	
		南区良町 4 丁目 306 番 15	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 払下げ
- (2) 開発行為